

平成30年7月豪雨に伴う企業年金の掛金納付特例について（続報）

このたびの豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

2018年7月23日付の年金NEWS（※1）にてご案内したとおり、平成30年7月豪雨に伴う、確定拠出年金（DC）、及び厚生年金基金の掛金納付等の期限の延長が定められました。

延長後の納付期限については、別途災害の復旧状況等を踏まえ定める、とされていましたが、2018年10月17日に告示（※2）が公布され、これが定められましたのでご案内いたします。

※1 ○2018_10_年金NEWS2018.07.23【DB・DC・厚生基金】7月豪雨による企業年金の掛金納付特例および特定非常災害特別措置法の適用について

http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/683_nenkin_news_20180723.pdf

※2 ○厚生労働省告示第361号「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件」

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180207&Mode=2>

○厚生労働省告示第359号「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180200&Mode=2>

（注）確定給付企業年金（DB）については、掛金納付期限延長等に関する通知等は発出されておりませんが、各企業・基金様にて、納付期限の延長等を実施することを検討されている場合についてはその旨厚生局にご相談ください。

当年金NEWSでは、これらの措置についてご案内いたします。

【内容】

I. 確定拠出年金の掛金納付特例について（再掲）

II. 厚生年金基金の掛金納付等の期限の延長について（再掲）

* 本資料では、「確定拠出年金」を「DC」、「確定給付企業年金」を「DB」と表記します。

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

〔受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）〕

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

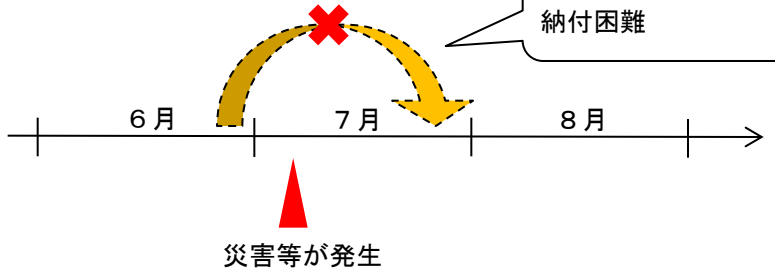
I. 確定拠出年金の掛金納付特例について (再掲)

○厚生労働省が地域・延長後の納付期限を指定したうえで、指定された地域全体について、当該特例取扱いが企業型年金規約に規定されている場合、事業主掛金・企業型年金加入者掛金（いわゆる「マッチング拠出」）の納付期限が延長される仕組みです。

特例適用前

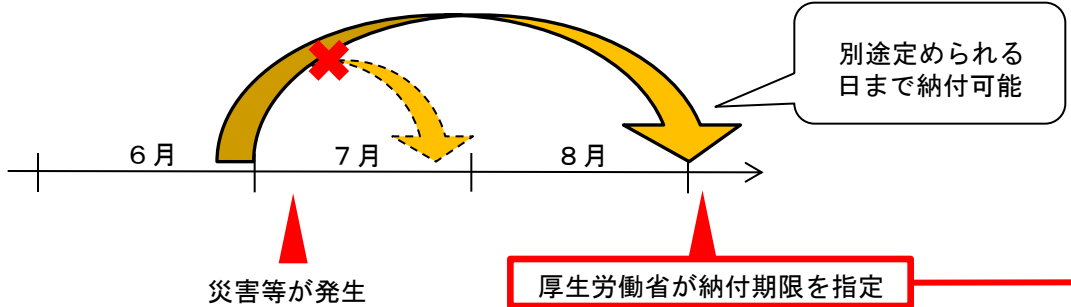
<図はイメージ>

○掛金を、翌月末日までに納付（追納不可）。



特例適用後

○災害等により、翌月末日での納付が困難な掛金については、厚生労働省が定める日までに納付可能とする。



○平成30年7月豪雨で被災された地域の企業型DC実施事業所の事業主等に、この掛金納付特例が適用されました。

対象となる地域	○以下の地域に所在地を有する実施事業所の事業主 ○以下の地域に住所を有する企業型年金加入者（以下の住所に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する、企業型年金加入者含む）	
	岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町（※）、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
	広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
	山口県	岩国市周東町
	愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

今回判明した内容

対象となる掛金	○2018年7月5日から <u>2018年11月26日</u> までに納付するものとされる掛金（※）
延長後の納付期限	○ <u>2018年11月27日</u> （※）

※岡山県倉敷市真備町に係る場合における納付期限については、別途定められる予定。

○なお、当該特例による掛金の納付期限日の延長については、その取扱いが企業型年金規約に規定されている必要があります（確定拠出年金法施行令：平成29年改正による第11条の3）。このため「納付が困難であると認められる場合」の納付期限延長に係る取扱いが規約に定められていない場合には、規約を変更する必要がありますが、今般の災害に伴う特例の適用に伴うものに限り、以下の取扱いとされます（※）。

今般の特例の適用に伴う規約変更の特例	<p>○規約の変更にあたっては、確定拠出年金法第6条第2項ただし書きに規定する特に軽微なものとして取扱って差し支えない（加入者等の同意を要しない）こと。</p> <p>○上記により規約の変更を行う場合、事業主は、企業型年金加入者に変更内容を丁寧に説明するとともに、理解を得ること。</p>
--------------------	--

※厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長事務連絡「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例について」（2018年7月19日）

II. 厚生年金基金の掛金納付等の期限の延長について（再掲）

- 厚生労働省が地域・延長後の納付期限を指定したうえで、指定された地域に所在する事業所等については、健康保険料その他の社会保険料の納付などの期限を延長するものです。
- 平成30年7月豪雨で被災された地域に主たる事務所の所在地を有する存続厚生年金基金の掛金の納付または徴収等に対して、期限が延長されました。

対象となる地域	○以下の地域に主たる事務所の所在地を有する存続厚生年金基金	
	岡山県	前ページ（確定拠出年金の掛金納付特例の対象地域）に同じ
	広島県	
	山口県	
	愛媛県	

今回判明した内容

対象となる掛金	○2018年7月5日から <u>2018年11月26日</u> までの間に期限が到来する、 <u>存続厚生年金基金の掛金その他の徴収金等（※）</u>
延長後の納付期限	○ <u>2018年11月27日（※）</u>

※岡山県倉敷市真備町に係る場合における期限については、別途定める予定。